トピックス

邦銀のBIS比率をめぐる最近の状況

前第二経営経済研究部研究官　　奥田　健一

1　はじめに

1988年にスイスのバーゼルで銀行の自己資本比率（以下「BIS比率」という）に関する規制（以下「BIS規制」という）案が合意されてから12年が経過した。日本においては、1993年３月期からBIS比率８％以上という水準が国際業務を行う銀行に課せられることとなり、以降BIS規制は邦銀の経営に大きな影響を及ぼし続けている。

特に近年では、大量の不良債権の償却と保有有価証券の含み損益の悪化によるBIS比率の低下が銀行による大規模な信用収縮の問題を引き起こし、政府が公的資金による資本注入等の施策を講じたことは記憶に新しい。さらに1999年６月にはバーゼル銀行監督委員会によってBIS規制の見直し案が発表されるなど、銀行のBIS比率をめぐる動きは最近活発化してきている。

本稿では、まず最近の邦銀のBIS比率をめぐる状況について、BIS比率を採用する邦銀のうち都市銀行を例にとって、都市銀行８行[1)]（以下「都銀８行」という）の最近３年間の財務データ等を用いながら主なポイントの整理を行う。次に、時価会計の導入や現在検討が行われているBIS規制の見直し案等、今後の邦銀のBIS比率に影響を与えると思われる動きについて触れることとしたい。

2　BIS比率の概要

2.1　BIS比率の算出方法

BIS比率の現行の算出方法は図表１の通りである。主な特徴として以下の２点が挙げられる。

１点目は分母におけるリスク・アセット方式である。これは、銀行が有する資産の項目毎にリスクの大小を反映させた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出するものである。リスク・ウェイト

図表１　BIS比率（連結）の算出式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本（基本的項目＋補完的項目＋準補完的項目－控除項目）}}{\text{信用リスク・アセット（オンバランス＋オフバランス）＋マーケット・リスク相当額}\div 8\%} \geq 8\%$$

（自己資本の各項目の主な内容）

基本的項目（Tier１）　：資本勘定（資本金、資本準備金、連結剰余金）等

補完的項目（Tier２）　：有価証券含み益および不動産の再評価差額の45%相当額、一般貸倒引当金、負債性資本調達手段等

準補完的項目（Tier３）：短期劣後債務（契約時における償還期間が２年以上）

控除項目　　：他の金融期間の資本調達手段（株式等）の意図的な持ち合い相当額

（出所）　全国銀行協会「全国銀行財務諸表分析（平成11年度決算）」（金融2000.　８別冊）より作成

1）第一勧業、富士、住友、さくら、東京三菱、三和、東海、あさひの８行。なお大和銀行については2000年３月期に国内基準に変更となったこともあり対象から外した。

は０％から100％までの間で、例えば現金、日本の国債や地方債、OECD諸国の政府や中央銀行に対する債権は０％、OECD諸国の銀行向け債権は20％、その他一般企業に対する債権は100％と定められている。

２点目は分子（自己資本）の項目である。BIS比率上の自己資本は、資本金や資本準備金などの資本勘定（これらを基本的項目（Tier１）という）のみならず、有価証券含み益の45％や一般貸倒引当金、負債性資本調達手段（劣後債、劣後ローン等）といった項目（これらを補完的項目（Tier２）という）が算入される。さらに1998年３月期からは短期劣後債務（これを準補完的項目（Tier３）という）も加えられたが、現在のところ都市銀行でTier３を導入している銀行はない。また、Tier２については（Tier１−Tier３）の額を超えて自己資本に算入することができないため、実質的にTier１のみで4％以上の水準が要求されることになる。

なお、Tier２に関して、1998年３月期より有価証券含み益の45％については、保有有価証券の評価方法について低価法を採用している場合のみ計上が認められることとなった。また、同じく1998年３月期より土地の再評価益の45％がTier２に計上できることとなった。これらの点については後にも触れる。

2.2　BIS比率の推移と各項目の内訳

1998〜2000年の各３月期の都銀８行合計のBIS比率及び主な項目の内訳は図表２の通りである。なお、これらの数値については、８行各行のディスクロージャー誌に開示されているBIS比率（連結ベース）の各項目を足し合わせて算出したものである。

まずBIS比率の水準については、３年間通して９％以上の水準を維持しており、特に1999年３月

図表２　都銀８行のBIS比率（連結ベース）と主な項目の推移

（単位：10億円）

	1998年３月		1999年３月		2000年３月	
	金　額	割　合	金　額	割　合	金　額	割　合
自己資本合計(a)	27,201	100.0%	31,266	100.0%	31,802	100.0%
Tier１合計	13,791	50.7%	16,657	53.3%	17,023	53.5%
（うち）　資本金	—	（注）	6,589	21.1%	6,620	20.8%
資本準備金	—		5,704	18.2%	5,708	17.9%
連結剰余金	—		2,625	8.4%	2,992	9.4%
Tier２合計	14,027	51.6%	15,040	48.1%	15,288	48.1%
（うち）　有価証券含み益の45%	514	1.9%	438	1.4%	593	1.9%
土地再評価益の45%	1,223	4.5%	992	3.2%	957	3.0%
一般貸倒引当金	1,203	4.4%	2,030	6.5%	2,195	6.9%
負債性資本調達手段等	11,087	40.8%	11,580	37.0%	11,543	36.3%
Tier２のうち自己資本への算入額	13,419	49.3%	14,719	47.1%	14,914	46.9%
リスクアセット等合計(b)	295,027	100.0%	275,519	100.0%	268,771	100.0%
（うち）　資産（オンバランス）項目	264,446	89.6%	249,030	90.4%	247,194	92.0%
オフバランス取引項目	27,511	9.3%	23,700	8.6%	19,490	7.3%
マーケット・リスク相当額に係る額	3,070	1.0%	2,789	1.0%	2,087	0.8%
BIS比率(a)/(b)	9.22%		11.35%		11.83%	

（注）：1998年３月のTier1の内訳については、銀行によって開示していないところもあるため集計は省略した。
（出所）　都市銀行各行ディスクロージャー誌より作成

期は後述するように公的資金と税効果会計が導入されたこともあって比率が大幅に上昇した。

項目別に見ると、分子の項目で最も割合が大きいのがTier２の負債性資本調達手段等（具体的には劣後債や劣後ローン[2)]）で2000年３月期には自己資本全体の約36％を占めており、これはTier１の資本金＋資本準備金とほぼ同じ割合である。一方分母の項目では貸出を中心とするオン・バランス項目が９割以上を占めている。

３　邦銀のBIS比率をめぐる最近の状況

ここでは最近３年間の都銀８行の財務データ等を用いながら、最近の都銀のBIS比率をめぐる状況について検討を行う。

いうまでもなく、バブル崩壊以降今日まで邦銀の財務内容を悪化させ続けた最大の要因は、大量の不良債権である。最近３年間でみても都銀８行が不良債権処理に関して計上した損失額[3)]は1998年３月期が約７兆2000億円、1999年３月期が約６兆7000億円、2000年３月期が約３兆2000億円と膨大な額にのぼっている。この観点から、ここでは都銀８行の不良債権処理とBIS比率の関係、言いかえれば都銀８行が上述のように不良債権処理を積極的に進めながら、同時にBIS比率を2．２で述べたレベルに保つことができた要因に焦点を当てて検討を行う。

３．１　公的資金の導入

大手行をはじめとする銀行に対する公的資金の注入は1998年３月期と1999年３月期の２度にわたって行われた。

まず、1998年３月期の都銀８行の公的資金の注入額はTier１に計上される優先株が990億円、Tier２に計上される劣後債・劣後ローンが7000億円の合計7990億円となっており、これは同年のBIS比率上の自己資本の約３％を占めている。

さらに1999年３月期には前年以上の規模で資金注入が行われた。都銀８行の注入額は優先株が４兆4010億円、劣後債・劣後ローンが6000億円の合計５兆10億円にも達し、同年のBIS比率上の自己資本の約16％を占めるに至っている。

３．２　有価証券の評価方法の変更

1998年３月期より銀行が保有する有価証券の評価方法について、それまで用いられていた低価法に加えて原価法による評価も認められることとなった。これは1997年から1998年の株価の大幅な下落に伴って、銀行が保有する株式の時価が簿価を下回る事態が続出し、これまでのように低価法を採用すれば評価損の計上によって収益の大幅な減少（すなわち自己資本の大幅な減少）が見込まれたことが背景にある。1998年３月期決算では都銀８行のうち東京三菱銀行を除く７行が株式について原価法に変更し、合計で約２兆円の評価損の計上を免れることとなった。

但し、評価方法を原価法に変更した有価証券については、含み益がある場合でも45％相当額をTier２に計上することができなくなったことは2．１で述べたとおりである。

３．３　土地再評価益の算入

1998年３月には２年間の時限措置（後に適用可能期間が１年延長された）で土地の再評価に関する法律が施行された。これにより銀行は保有して

２）負債性資本調達手段の中で大きな割合を占めるのが生命保険会社からの劣後ローンである。但し、最近では資金調達源を広げるため、都市銀行が企業年金等の投資家向けに劣後債を発行する動きが出てきている（日本経済新聞2000．７．12）。

３）ここでいう不良債権の処理とは、貸出金の償却や個別貸倒引当金の繰入のほかに、共同債権買取機構への売却、債権売却損失引当金の繰入や取引先への支援等を含んだものである。

いる土地を時価評価することにより、再評価益の45%を自己資本のTier２に算入できることとなった。都銀８行の1998年３月期の再評価益のうち自己資本に算入された額は、合計で約１兆2000億円と同期の公的資金注入額を上回っており、同期の自己資本の約4.5%を占めている。

3.4　税効果会計の導入

税効果会計とは、企業会計と税務会計の間で生じる費用に関する認識のズレを調整し、税金を企業会計上の利益に対応させて期間配分する会計手続きのことをいう。

銀行の決算で税効果会計が問題となるのは主に貸出金の償却に関してである。例えば銀行がある期に倒産前の企業向け貸出に対して貸倒引当金を100億円繰入れた場合、企業会計上は費用となるにもかかわらず税務上は損金とはならず、銀行は100億円にかかる税金をその期に支払わなければならない[4]。ところが税効果会計を用いた場合、この100億円にかかる税金については前払いしたものとして調整され、結果的に最終利益は100億円にかかる税金を支払わなかったのと同じ水準が維持されることとなる。

税効果会計は当初2000年３月期から導入される予定であったが、１年前倒しの導入が認められ、各銀行とも1999年３月期から税効果会計を活用している。特に導入初年度については、過去に有税償却した分の税金がまとめて調整されたため、自己資本増加の効果が顕著に現れることとなった。都銀８行の1999年３月期の税効果会計による自己資本増加の効果は合計で約４兆7000億円と自己資本の約15%を占めており、同期の公的資金注入にほぼ匹敵する規模である。また、公的資金注入との合計額は10兆円近くで同期の不良債権処理額（約６兆7000億円）を大幅に上回っており、BIS比率が前年比で大幅に上昇する要因となった。

3.5　保有株式の売却による益出し

株式市場の動向に左右される部分はあるものの、株式の売却益は不良債権処理の原資として大きな役割を果たしている。特に株価が回復した2000年３月期に都銀８行が計上した株式等売却益は約３兆8000億円にのぼり、同期の不良債権処理額を完全にカバーする水準に達している。

一方で、都銀８行の株式残高の推移をみると、1999年３月期の約25兆円に対して2000年３月期は約26兆円とむしろ若干増加しており、含み益の吐き出しによって保有株式の簿価が上昇したことを示している。これは次節で述べる時価会計の導入に際して問題となる点である。

4　今後の動き

ここでは今後の邦銀のBIS比率に影響を与えると思われる動きについて述べることとしたい。

4.1　金融商品に関する時価会計の導入

金融商品に関する時価会計は、2000年４月１日以降開始する事業年度から適用されることとなった。このうち有価証券については、すべての有価証券を時価評価する訳ではなく、市場性の有無や保有目的等によって評価方法が図表３のように区分されている。

この中で銀行のBIS比率に最も大きな影響を与えるのが、いわゆる持ち合い株が含まれる「その他有価証券」の部分である[5]。3.2でも述べたように、現在多くの銀行が株式の評価方法に原価法

４）税務上損金と認められない貸倒引当金の繰入を有税償却という。この例で100億円について支払った税金は、将来企業が実際に倒産して銀行の損失が確定した時に銀行に還付されることとなる。
５）その他有価証券については、持ち合い株の時価評価の影響の大きさを考慮して１年遅れの2002年３月期からの導入となる。

図表３　有価証券の評価方法区分

有価証券区分	市場価格のない有価証券	市場価格のある有価証券			
		満期保有目的の債券	子会社株式関係会社株式	売買目的有価証券	その他有価証券
評価方法	取得原価または償却原価（注）		取得原価	時　価	

（注）　償却原価とは、債権（債券）の取得価格が債権金額より低かった（高かった）場合、債権金額と取得価格の差額を毎期一定の方法で取得価格に加減して算出したものである。
（出所）　神保・宝金［1999］より作成

を用いているため、株価の変動はBIS比率には直接の影響を与えず、含み損益に現れるのみであった。ところが、2002年３月期決算からは「その他有価証券」にも時価評価が適用され、株価の変動が直接自己資本の増減につながることとなる[6)]。

特に3.５で述べたように、銀行の保有株式の簿価が上昇している状況では、株価の下落によって多額の損失の計上を余儀なくされるケースが増えることが予想され、今後は各銀行とも株式の持ち合いの解消がこれまで以上に重要な課題となると思われる。

4.２　BISによる新たな自己資本の枠組み

1999年６月にバーゼル銀行監督委員会は「新たな自己資本充実度の枠組み」と題されたBIS規制の見直し案を発表した。この背景としては、現行のBIS規制の枠組が、金融技術やリスク管理手法が飛躍的に発展した今日の状況にそぐわなくなってきたとの認識がある。この見直し案の枠組みは大きく分けて⑴最低所要自己資本、⑵自己資本充実度に関する監督上の検証、⑶市場規律、の３つの柱からなっている。それぞれの項目の骨子は、以下のとおりである。

⑴　最低所要自己資本

今回の見直し案の中心的な部分である。基本的には、銀行が有するリスクの量に対して一定水準以上の自己資本を要求する現行案の考えは維持されているものの、リスクの算定等について新たな提案がなされている。

まず信用リスクの算定に関して、リスクをより的確に反映させるため、外部の格付機関のレーティングに応じてリスク・ウェイトを決定する方法が提案されている。具体的にはソブリン向け債権、銀行向け債権、事業法人向け債権のそれぞれについて、レーティングに応じて０％～150％とこれまで以上にメリハリをつけたリスク・ウェイトが示されている（図表４参照）。一方で、一部の先進的な銀行については、監督当局による承認等を条件に、銀行自身の内部格付に基づくアプローチも可能としている。

また、対象となるリスクの種類として、現行案が対象としている信用リスク、マーケットリスクに加えて新たにレピュテーショナル・リスクやリーガル・リスク等を含む広い意味でのオペレーショナル・リスクを考慮することの必要性が指摘されている。

さらに、クレジットデリバティブ等のリスク・ヘッジ手法が発展した最近の状況を勘案して、リスクの算定に際してこれらの信用リスク削減手法の効果をどのように評価するかが議論されている。

6）なお、保有有価証券の損益の自己資本への算入方法については、損益を合算して評価益が出ている場合はその45%を資本に算入し、評価損になる場合は全額を資本勘定から除外する扱いとなる予定である（日本経済新聞2000．６．９）。

図表４　ソブリン、銀行、事業法人向けリスク・ウェイト

		現　　行		見直し案（注１）					
		OECD諸国	非OECD諸国	AAA～AA－	A＋～A－	BBB＋～BBB－	BB＋～B－	B－未満	未格付
ソブリン		0％	100%	0%	20%	50%	100%	150%	100%
銀行	選択肢１（注２）	20%	100%（注３）	20%	50%	100%	100%	150%	100%
	選択肢２（注２）			20%	50%（注４）	50%（注４）	100%（注４）	150%	50%（注４）
事業法人		100%	100%	20%	100%	100%	100%	150%	100%

（注１）　格付は一例としてＳ＆Ｐのものを使用。
（注２）　見直し案では、銀行向け債権について２つの選択肢が提案されている。選択肢１は当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトを基準とするものであり、選択肢２は当該銀行自身の格付によってウェイト付けするものである。
（注３）　残存期間１年以下のものは20%。
（注４）　原契約期間の短い（例えば６ヶ月未満の）銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して１段階低いリスク・ウェイトが適用される。
（出所）　バーゼル銀行監督委員会「新たな自己資本充実度の枠組み」（日本銀行仮訳）等から作成

⑵　自己資本充実度に関する監督上の検証

第二に、銀行の自己資本充実度と内部的な審査プロセスを監督当局が検証することの重要性が強調されている。また、銀行の自己資本が健全な水準以下に低下することを防止するため、監督当局による早期の介入の必要性が示されている。

⑶　市場規律

ここでは、銀行に対して適切な自己資本を保有するように働きかける市場参加者の役割の強化の必要性が強調されている。そのためには、市場参加者が十分な情報に基づいたリスク評価を行えるよう、高水準の情報開示基準が求められるところであるが、2000年１月に発表された追加資料において、自己資本の構造、リスク・エクスポージャー、自己資本充実度の情報開示に関するより詳細な指針が示されている。

BIS規制の見直し案については、2000年３月まで広く一般からのコメントを募っていたが、2000年中にもそれらのコメントを勘案したより具体的な提案が出される予定となっている。

5　まとめ

本稿では、都銀８行の財務データ等を用いて最近の邦銀のBIS比率をめぐる状況を検討するとともに、今後の邦銀のBIS比率に影響を与えると思われる動きについて述べた。

まず、邦銀のBIS比率の最大のマイナス要因となっている不良債権問題については、処理額の推移から見てかなり処理は進んだと思われるものの、まだ完全に終了したとはいいがたく、今後も不良債権処理の動向がBIS比率に大きな影響を与え続けることが予想される。

これに関連して、最近の銀行のBIS比率への対応については、BIS比率の数字を維持すること自体が目標となってしまい、銀行の健全性を示す指標としてのBIS比率の本来の意義が薄れてしまった印象があるが、信用収縮の問題が日本経済全体に及ぼす影響等を考えると、ある程度このような現象が生じるのもやむなしといった面があるのもまた事実である。いずれにしても、BIS比率維持のために銀行の経営が左右されるという状況は、

時価会計の導入によってさらに増幅された形で当面続くものと思われる。

一方で、４節で述べた時価会計や新たなBIS規制の導入に伴い、今後銀行は、財務状況をより実態に即した形で市場に開示することが求められるのと同時に、開示に至る財務上のあらゆる過程においても、これまで以上に透明性が要求されることとなる。したがって、邦銀にとっては今後不良債権の処理を積極的に進めつつ、収益力の増強を通して上述の新しい動きに対応できるだけの健全性を回復させることが最大の課題になるものと思われる。

参考文献

村木利雄監修［1996］「銀行経理の実務〈全訂版〉」金融財政事情研究会
神保正人・宝金正典［1999］「やさしくわかる時価会計」日本実業出版社
菊池英博［1999］「銀行の破綻と競争の経済学」東洋経済新報社
堀田佳文［1998］「銀行のリスク管理と自己資本比率規制」『金融1998．５』全国銀行協会
「全国銀行財務諸表分析（平成11年度決算）」（金融2000．８別冊）全国銀行協会
都市銀行各行ディスクロージャー誌
日本銀行ホームページ（http://www.boj.or.jp）